

時価のあるゴルフ会員権

株式形態	株式形態の場合は、時価が著しく下落している場合は、回復する見込みがある場合を除き、評価損を計上する。(金融商品会計に関する実務指針 135)
預託保証金方式	時価の下落が預託保証金額を上回る部分については評価損を計上し、預託金額の範囲内については、預託保証金に対する、貸倒引当金を設定。(金融商品会計に関する実務指針 135、311)

時価のないゴルフ会員権

株式形態	発行会社の財政状態の悪化により実質価格が著しく低下した場合、評価損を計上する。(金融商品会計に関する実務指針 135)
預託保証金方式	預託保証金の回収可能性に疑義が生じた場合には、債券の評価勘定として貸倒引当金を設定する。(金融商品会計に関する実務指針 135、311)



税務上の取り扱い

株式形態のゴルフ会員権

株式形態のゴルフ会員権は、税務上、相場の有無にかかわらず、非上場有価証券の取り扱いになり、法人税法施行令第 68 条第 1 項第 2 号ロ（上場有価証券等以外の有価証券の評価損の計上ができる場合）および法人税基本通達 9-1-9（上場有価証券等以外の有価証券の発行人の資産状態の判定）の適用を受けます。

したがって、会社法の規定による特別清算開始の命令等の法的な事実があった場合、またはゴルフ会員権発行会社の 1 株当たりの純資産額が取得時に比較して、おおむね 50%以上下落した場合等、実質価格が著しく下落した場合を除いては、評価損を計上することはできません。

預託保証金方式のゴルフ会員権

預託保証金方式のゴルフ会員権については、上記の株式形態の場合とは異なり、評価損の計上は税法上認められません。その一方で、ゴルフ会員権の預託保証金に対する貸倒処理ができるかどうか問題になります。

預託保証金は売掛金、貸付金等の債権（税務上の貸金）には含まれませんので、貸倒引当金の設定は原則できません。ただし、法人税基本通達 9-7-12 では、ゴルフ会員権の預託金について「退会の届出、預託金の一部切捨、破産手続開始の決定等の事実に基づき預託金返還請求権の全部または一部が顕在化した場合」に金銭債権として、貸倒引当金、貸倒損失等の対象となるとしています。つまり、ゴルフ会員権の退会の届けを提出し、「預り金」である預託金から「債権」になることが、貸倒処理の前提となります。